

地方自治体における情報システム(生活保護)の 標準化等に向けた調査研究業務一式 第10回検討会 議事概要

日 時：令和5年3月23日(木) 9:00～10:30

場 所：オンライン開催

出席者(敬称略)：

(構成員)

武蔵大学社会学部教授 庄司昌彦、地域情報化研究所 代表取締役 後藤省二、福岡県、横浜市、仙台市、柏市、佐世保市、東大阪市、横須賀市、館山市、町田市、三鷹市、泉大津市、中野区、新宿区

(オブザーバー)

北日本コンピューターサービス株式会社、富士通 Japan 株式会社、株式会社アイネス、株式会社 IJC、株式会社法研、総務省、デジタル庁、厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室、厚生労働省社会・援護局保護課

(事務局)

アビームコンサルティング株式会社 (以下、アビーム)

【議事次第】

1. 開会
2. 議事
 - (1) 下期これまでの取組方針
 - (2) 標準仕様書 1.1 版案についての説明
 - (3) 今後の検討課題の整理
 - (4) その他
3. 閉会

【配布資料】

資料1 第10回有識者検討会 事務局資料

【議事概要】

<主な意見交換の概要>

■議事(1)について

- 特になし。

■議事(2)について

- P7、自治体規模別オプションについて、類型③「団体内で単一の福祉事務所を所管（左記以外の市区町村）」は、他の類型に比べて必須機能が少なく、標準オプシ

ョン機能が実装されない場合、本市においては業務上必要な機能が不足すると感じている。

自治体規模で分ける現在の類型では、本市のように類型③で機能が不足する一般市区町村が、システム選定の際、①、②の類型を選択しにくいと懸念している。当該類型を導入した趣旨について伺いたい。(館山市)

- 自治体規模別で類型を分けているのは、各自治体が標準オプション機能の選定をしやすくするために、目安として示す趣旨である。
一方で、標準仕様書に類型が示されることで、逆に自治体の選択に硬直性を持たせてしまう懸念があると理解した。
この点については、現在の紙面上の議論では限界があると感じており、実際にシステムが確認できる状態になった際に、改めて FIT&GAP の議論が進められるものと考えている。(デジタル庁)
- ご意見のシステム選定の際の懸念については理解したが、一般市区町村においては規模の大小の幅が大きく、小規模自治体において必須機能が多くなるとオーバースペックとなってしまう。そのような自治体とのバランスを考慮したうえで、現在の③の類型となっている現状がある。(厚労省)
- 標準仕様書にはその旨の注釈をつける等、一般市区町村が必要に応じて追加の標準オプション機能を選択しやすくする工夫が必要ではないか。(東大阪市)
- 類型③については、小規模自治体を念頭に、システムとして必要最低限の機能の実装パターンを示すものと理解した。自治体規模別オプションのあり方等について、事務局内で再度検討してほしい。(庄司様)
- 今回頂いたご意見を踏まえ、自治体規模別オプションに関しては今後の検討課題として整理する。
なお、1.1 版においては、標準仕様書の類型について注釈を記載することとする。(アビーム)

- P7、自治体規模別オプションについて、各ベンダの現時点での実装想定を伺いたい。(庄司様)
 - 類型ごとに複数パッケージを作るのではなく、標準オプション機能を可能な限り実装したパッケージを作る想定である。その上で、各自治体において使用する標準オプション機能を選定してもらう形を想定している。
なお、生活保護業務においては、自治体規模による業務の差異はあまりないと考えており、自治体規模で類型を分けることには違和感があると感じている。(北日本コンピューターサービス株式会社)
 - 同様に、1つのパッケージを作る想定である。標準オプション機能については ON/OFF ができるようにし、標準仕様書で示される類型を基に、自治体に対して実装パターンを示していくことを想定している。(富士通 Japan 株式会社)
 - 同様に、1つのパッケージを作る想定である。標準オプション機能については、現在のシステムで実装されているものは継続して実装することを検討している。(株式会社 IJC)
 - 同様に、1つのパッケージを作る想定である。なお、生活保護業務においては、都道府県の独自業務を除き、自治体規模による業務の差異はあまりないと考えており、自治体規模で類型を分けることには違和感があると感じている。(株式会社アイネス)

■議事(3)について

- P13、「No2 指定都市における課題の検討」について、指定都市、ベンダとの協議を行っており、最終的に成案として取りまとめて制度所管課に提示する予定であ

- る。(デジタル庁)
- P13、「No3 実装類型の見直し」について、実装必須機能から標準オプション機能への見直しを行っている。既にベンダからの意見を整理済みであり、制度所管課に見直し案を提示しているところである。(デジタル庁)
 - P14、データ要件・連携要件の整備について、住所コードの保持方法など基本的な項目の変更や追加が行われることを懸念している。どの程度の変更を想定しているかを伺いたい。(後藤様)
 - 変更の程度については各業務の整合をとりながら進めているところであり、一概には言えないが、既に提示済みの1.0版から大きく変わることは想定していない。(デジタル庁)
 - 事務局としても同様の見解である。(アビーム)
 - P16、次版以降の標準仕様書改訂方針について、生活保護システムのみで使用している管理項目の修正、追加等の調整については、制度改正を契機としない場合でも柔軟に対応していく想定か。(東大阪市)
 - あくまで現状の見込みではあるが、業務の運営上必要と判断されるものであれば、デジタル庁と調整の上、修正、追加は可能であると認識している。(アビーム)
- 議事(4)について
- 今後も標準仕様書の改版があるということだが、検討会に参加していない自治体に対して、今後の流れについて情報提供してほしい。(仙台市)
 - 同意する。説明会等の口頭で説明する機会を設けるなど、情報提供や意見収集のあり方を事務局、厚労省において検討してほしい。(庄司様)
 - 承知した。(厚労省、事務局)

以上